

## ワークルールに関する子どもの認識に関する基礎的研究

中平一義（上越教育大学）

本発表は、中学生に対するワークルール教育（主に働く人の権利）実践とその分析に関する研究である。具体的に言えば、子どもがワークルールに関してどのような認識を持っているのかを分析する基礎的研究である。

近年、ワークルールに関する研究や実践等が各方面で行われている。例えば、厚生労働省は『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案～（2017年3月）を、各高等学校等に送付するとともに、ホームページ上から公開している。さらに、2018年7月に文部科学省から示された高等学校学習指導要領解説公民編の「公共」では、法的主体育成の側面から多様な契約に関わり、経済的主体の側面から雇用と労働問題に関わり、それぞれワークルールに関する教育が展開できるようになった。そこでは、契約に際して、自由な意思決定が阻害されていないか、合理的に判断するために必要な情報が十分に得られているかなど、いくつかの観点から解決するために、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにする教育の必要性が言及された。

このような、ワークルールに関する研究実践の多くが、高等学校等の子どもたちを対象としている。確かに、実際にアルバイトを経験していたり、卒業後に就職を控えていたりする子どもが存在することから必要な教育である。しかしながら、中学校卒業を控えた子どもたちの中にも、仮に高等学校等に進学したとしてもアルバイトに従事したり、あるいは卒業後に就職したりすることがある。だからこそ、義務教育段階においてもワークルールに関する教育を行う必要性はあると考えられる。なお、2017年に文部科学省が示した中学校学習指導要領解説社会編では、その公民的分野において雇用と労働条件について、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにする教育の必要性が述べられており、これまで以上にワークルールに関する教育を行うことができるようになっている。

これまで中学校社会科公民的分野において契約に関する学習の多くは、社会との関わりを扱う消費者教育で行われてきた。しかし、消費者保護を中心とした教材で身につく社会性には狭さがつきまとうこと（受け身的な消費者感覚）が考えられる。よって、子どもたちが主体的に、且つ一生を通じて社会と関わりあう領域、そして、社会の最も基盤的な領域である働く世界を扱う必要がある。本発表では、個人と個人の関係やその変容を扱う、私的自治と契約（私法と消費者保護）という内容（教材）のもつ一定の限界性を踏まえ、別の私的自治と契約（私法と労働・雇用、ワークルール）と内容（教材）のもつ意義を確認する。

もう一方で、社会科教育の目的のひとつは、社会認識に関わる諸能力の獲得を通じて社会・国家の担い手を育成することである。卒業直前であり中学校の教育課程を終える子どもたちは、契約という法的な概念をどのように認識しているのか。そこで、子どもの契約という法的な概念に対する認識を確かめるために、ワークルールに関するいくつかのケーススタディを行った。その結果を分析することにより、子どもの認識の現状について考察する。

以上のように本発表では、ワークルールに関する教育の意義、学習指導要領上の位置づけの確認、さらに、子どもの法的な契約概念についての認識を分析することにより、これからの教育内容等の開発のために行った基礎的研究の成果を発表する。